

議案第 54 号

橋本市鳥獣被害対策実施隊条例の一部を改正する条例について

橋本市鳥獣被害対策実施隊条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 27 年 2 月 23 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市鳥獣被害対策実施隊条例の一部を改正する条例

橋本市鳥獣被害対策実施隊条例(平成 26 年橋本市条例第 65 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(解嘱又は解任) 第 8 条 市長は、隊員が次のいずれかに該当すると認めるときは、解嘱又は解任することができる。 (1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)のほか、関係法規に違反したとき。 (2) 略	(解嘱又は解任) 第 8 条 市長は、隊員が次のいずれかに該当すると認めるときは、解嘱又は解任することができる。 (1) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)のほか、関係法規に違反したとき。 (2) 略

附 則

この条例は、平成 27 年 5 月 29 日から施行する。